



大崎町男女共同参画基本計画



平成24年4月
鹿児島県大崎町

はじめに



今日の我が国は、家族形態の変化や少子高齢化の進行、高度情報化・国際化の進展等に伴い、国民のライフスタイルや価値観が多様化し、社会全体で従来の仕組みや考え方の見直しが迫られているという、大きな時代の変革期を迎えています。

このような変化の時代にあって、将来にわたる豊かで安心できる社会を築くためには、男女共同参画という観点のもと、一人ひとりが尊重され、男女が平等な立場で活動でき、互いに責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる取組みが求め

られています。

本町におきましては、これまで男女共同参画社会の実現に向けて、国・県の基本計画に基づいた啓発活動等を推進してまいりましたが、このたび、男女共同参画に関する施策の理念や基本方向を示すための「大崎町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

基本理念に「町民が主役、みんなで進める結いのまちづくり」を掲げ、一人ひとりが意識を高め、お互いを思いやりながら行動していくことで、それらが家庭・地域・職場等に広がり、大崎町における男女共同参画社会の構築につながるものと考えます。

今後は、この基本計画を推進していきたいと考えておりますが、町民の皆様をはじめ、企業・団体・地域社会の皆様方の一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました大崎町男女共同参画基本計画策定検討委員会委員の皆様をはじめ、町民意識調査等にご協力いただきました方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成24年4月

大崎町長 東 靖 弘

目 次

第1章 策定に向けて	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 世界の動き	5
2. 日本の動き	6
3. 鹿児島県の動き	9
4. 大崎町の動き	10
5. 社会・経済環境の状況	10
第3章 計画の内容	12
1. 計画の基本的な考え方	12
2. 大崎町における計画	13
基本理念	13
基本目標	13
基本計画	14
第1節 男女共同参画における推進体制の充実	15
第2節 男女平等意識の啓発	19
第3節 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備の推進	23
資料編	30

第1章 策定に向けて

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向けて、国内外様々な取り組みが行われてきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識は残っており、男女共同参画の理念が私たちの生活に根づいていない傾向にあります。こうしたなか、平成11年6月、国は男女共同参画社会基本法を制定しました。この法律の中で「男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進する」と述べています。そして、平成12年12月には男女共同参画基本計画が策定されました。この計画は中間年での見直しを経て、平成22年12月には第3次男女共同参画基本計画として閣議決定されています。

鹿児島県においても、平成20年に、「男女の人権が尊重される社会の形成」「男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」を基本目標とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会づくりを着実に推進する体制が強化されています。

私たちがめざす男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、個性と能力を充分に発揮できる豊かな社会であり、その実現は「豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち」をめざす本町にとっての最重要課題でもあります。そうした男女共同参画社会を築くための具体的な道筋を示し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・体系的に推進するため、町民、事業者、町が力を合わせて様々な角度から取り組む「大崎町男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて策定します。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び鹿児島県男女共同参画推進条例第7条に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画（第3次）」（平成22年12月閣議決定）を上位計画とし、大崎町総合計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図りながら策定します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間を目標とします。なお、国内外情勢の動向や社会経済情勢の変化、計画の進捗状況等に応じて、見直しを行います。

4. 計画の策定体制

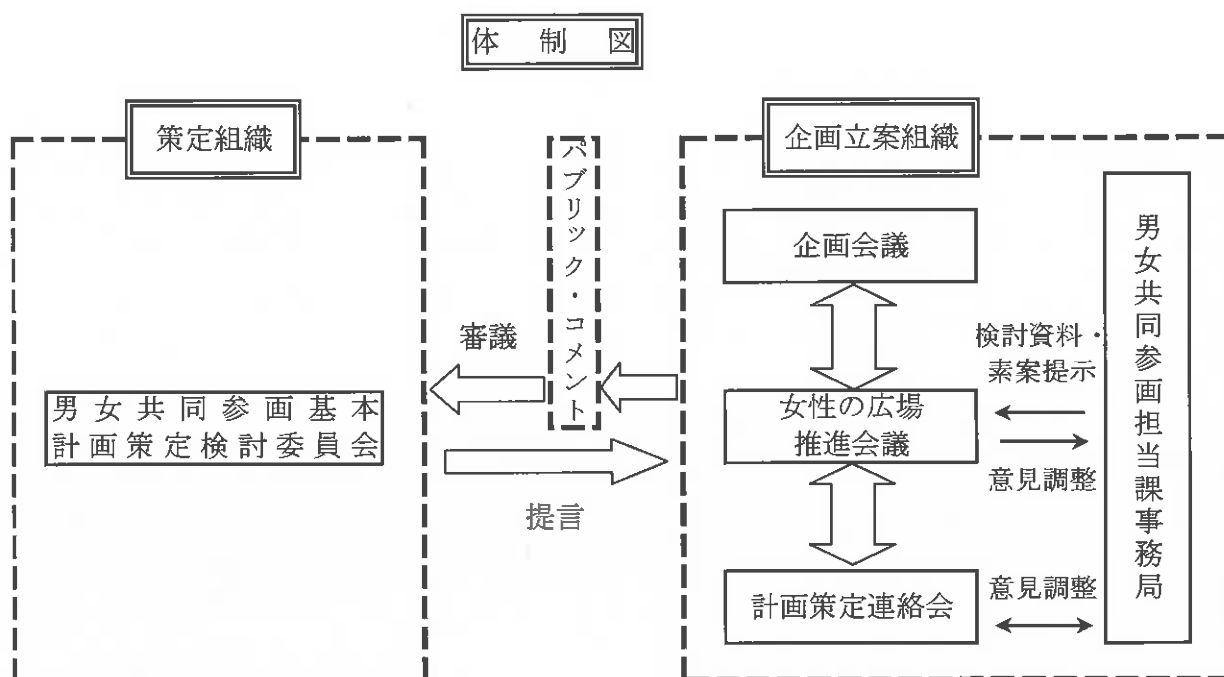
・「大崎町男女共同参画基本計画策定検討委員会」の設置

この計画策定のため、各種団体、関係機関等の代表者で構成する「大崎町男女共同参画基本計画策定検討委員会」を設置し、審議を行いました。

・行政機関内の体制

庁舎内関係課職員で構成する「計画策定連絡会」を設置するとともに、母子寡婦福祉連絡協議会や地域女性連絡協議会、自治公民館長連絡協議会等の代表者で構成する「女性の広場推進会議」で計画策定に係る体系や施策の企画立案を行いました。

また、町長、副町長、教育長、事務局長、各課長で構成する企画会議で男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、具体的事項について検討整理しました。



第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き

■「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第二次世界大戦後、国際連合において基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。昭和21（1946）年、国際的に女性の地位向上を図るために、国連経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。また、国連総会において、昭和23（1948）年にすべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言」（世界人権宣言）が、昭和42（1967）年に実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

■「国際女性年」と「国際女性の10年」

昭和50（1975）年の国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコ・シティで「国際女性年世界会議（第1回世界女性会議）」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上をめざすうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の昭和51（1976）年から昭和60（1985）年の「国連女性の10年」では、「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行われました。

■「女性差別撤廃条約」

昭和54（1979）年の国連総会において、国連憲章や世界人権宣言に基づいて、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務づけた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）が採択されました。この条約は、実質的な男女平等の実現に向けて、法律・制度、文化・慣習などの見直し、修正、廃止の措置をとるよう要求しており、各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

■「国連女性の10年」の総括～「ナイロビ将来戦略」～

「国連女性の10年」の最終年である昭和60（1985）年には、ナイロビで「国連女性の10年最終年世界会議（第3回世界会議）」が開催され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は孤立した個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

■20世紀の総括～「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」～

1990年代は20世紀の総括と21世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されました。平成5（1993）年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的な

権である」と明記されました。女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、公私のあらゆる場での暴力の撤廃が示されました。また、同年の国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成6（1994）年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」が人権の一部であると確認されました。

■「第4回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

平成7（1995）年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの12の重要な問題領域について、西暦2000年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示されました。また、各国に国内行動計画の策定が求められました。

■「女性2000年会議」と「北京+10」

平成12（2000）年、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年となる平成17（2005）年、「北京宣言」と「行動綱領」並びに「女性2000年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10（プラステン）」世界閣僚級会合が開催されました。

■女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解

日本政府は、女性差別撤廃条約に基づいて平成20（2008）年4月に第6回政府報告を提出し、これに対する女性差別撤廃委員会の検討（consideration）が7月23日にニューヨークにおいて実施されました。この検討を踏まえ、平成21（2009）年8月に我が国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女性差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終報告として出されています。

2. 日本の動き

■「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けて取組は、昭和50（1975）年の「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者から成る「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和52（1977）年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、

昭和 61 (1986) 年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

■「女性差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備

昭和 55 (1980) 年、「女性差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。昭和 59 (1984) 年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また、昭和 60 (1985) 年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、同年、「女性差別撤廃条約」を批准しました。

■男女共同参加型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」～

昭和 62 (1987) 年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参加型社会」の形成をめざす「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(新国内行動計画)が策定されました。

■「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定～

平成 3 (1991) 年に、「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画型社会の形成」をめざすこととしました。

■「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

平成 6 (1994) 年には、男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために、「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

■「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画 2000 年プラン」

平成 8 (1996) 年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは、第 4 回世界女性会議の成果を踏まえ、男女共同参画社会に向けて、めざすべき方向とその道筋を提案したものです。同年、「北京宣言」と「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」を踏まえた「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

■「男女共同参画社会基本法」

平成 11 (1999) 年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的としています。

■「男女共同参画基本計画」

平成 12 (2000) 年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

■「内閣府男女共同参画局」

平成 13 (2001) 年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため、「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

■「配偶者暴力防止法」

平成 13 (2001) 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が制定されました。この法律は、配偶者等からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後 3 年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成 16 (2004) 年、平成 19 (2007) 年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、平成 19 (2007) 年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また平成 16 (2004) 年には、同法に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針が策定されました。

■「男女共同参画基本計画」(第二次)

平成 17 (2005) 年には、「男女共同参画基本計画」による取組を評価・総括し、第二次「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

■女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する最終見解を受けて

平成 21 (2009) 年 8 月、女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する最終見解が女性差別撤廃委員会から出され、「最終見解に指摘されている課題への取組等を通じて、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

■「第三次男女共同参画基本計画」

平成 22 (2010) 年には、基本法施行後 10 年間の反省点を踏まえ、具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した実効性のある「第三次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、改めて強調する視点として、女性の活躍による経済社会の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進を掲げ、男女共同参画社会の実現によりめざすべき社会を

①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会

- ②男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会
と具体的に示しています。

3. 鹿児島県の動き

■「青少年婦人課」「婦人行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和 54 (1979) 年、婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

■「婦人対策基本計画」

昭和 56 (1981) 年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和 60 (1985) 年の「鹿児島県総合基本計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。

■「鹿児島女性プラン 21」

平成 2 (1990) 年の「鹿児島総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には「婦人対策室」が「女性対策室」と改称されました。「鹿児島女性プラン 21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン 21 推進会議」が設置されました。

■「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成 11 (1999) 年に、国の「男女共同参画 2000 年プラン」を踏まえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成 13 (2001) 年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、同年「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称しました。翌年、「県男女共同参画推進条例」第 17 条の規定に基づき、「鹿児島県男女共同参画審議会」が設置されました。

■「鹿児島県男女共同参画センター」

平成 15 (2003) 年に「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。また、同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

■「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして、平成 17 (2005) 年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成されました。また、翌年、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

■「配偶者暴力相談支援センター」

配偶者暴力防止法に基づき平成 14 (2002) 年に婦人相談所(現女性相談センター)、

平成 18 (2006) 年に男女共同参画センター，平成 19 (2007) 年に各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部（7カ所）が配偶者暴力相談支援センターとして指定されました。

■「鹿児島県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）

「鹿児島の男女の意識に関する調査」を平成 19 (2007) 年に実施し，平成 20 (2008) 年に「男女の人権が尊重される社会の形成」「男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」を基本目標とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され，翌年には，「男女共同参画室」が設置されました。

4. 大崎町の動き

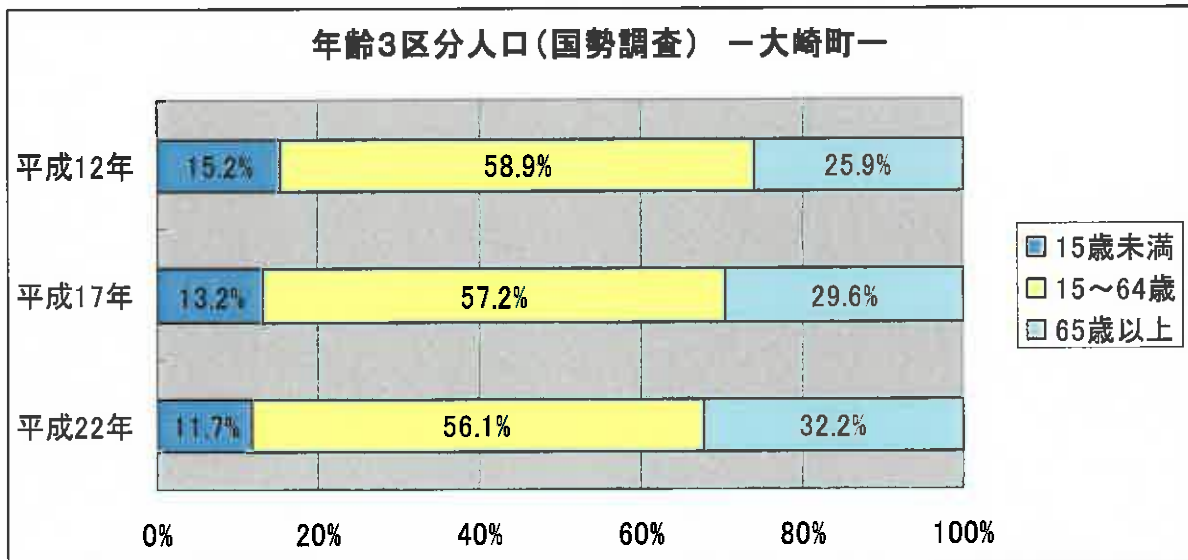
- 大崎町は，昭和 44 年に大崎町総合振興計画をスタートさせ，以後数次にわたり計画を策定し，町政発展のために豊かな自然や文化をはじめとする本町の特性を活かしたまちづくりを進めてきました。
- 平成 5 年には，地域における男女共同参加型社会の形成に向けて，女性に関する施策の企画及び推進に資する目的で，「大崎町女性の広場推進会議」が設置されました。これにより，住民参画の視点による民意を反映させる機関として，女性団体等への連絡・調整を図っています。
- 平成 23 年度に町政運営における最上位計画である「第 2 次大崎町総合計画」を策定し，長期的な展望の実現を図るとともに，町民の人権擁護の意識を高め，平和で明るい地域社会の実現及び人権文化あふれる社会環境の実現に寄与することを目的とする「大崎町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。
- 企画調整課内の男女共同参画係において，男女共同参画基本計画策定に向けて女性団体等への連絡・調整を図ります。また，平成 24 年度に基本計画の策定・審議・提言を行う機関として，「大崎町男女共同参画基本計画策定検討委員会」を設置し，基本計画への民意の反映を促進するとともに，男女共同参画に関する意識の向上等を図ります。

5. 社会・経済環境の状況

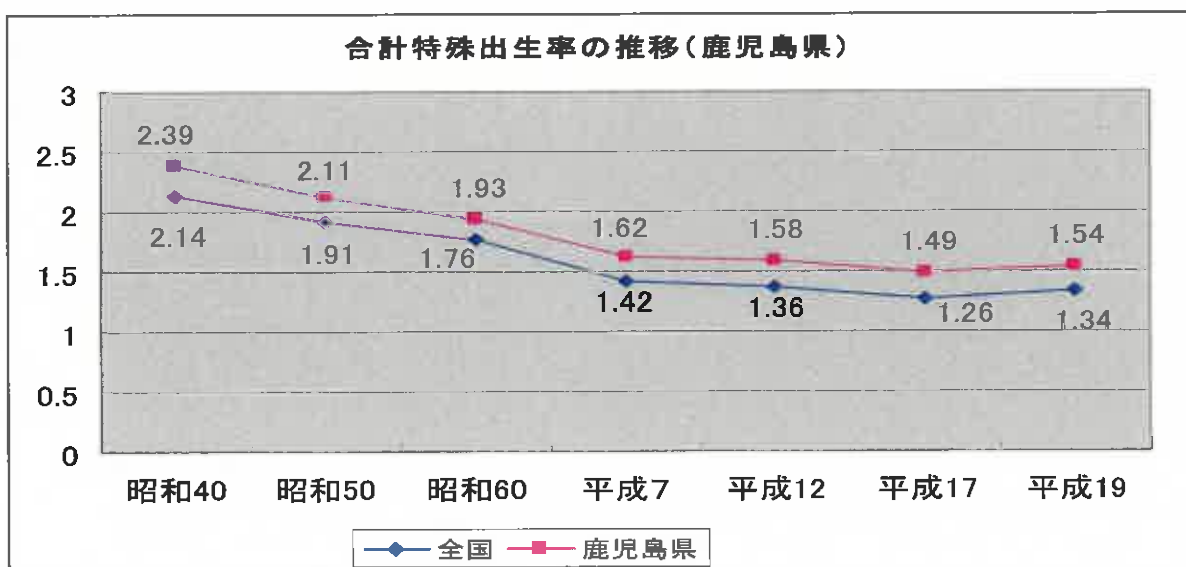
- 本町の総人口は，平成 12 年 16,018 人，平成 17 年 15,303 人，平成 22 年 14,215 人と減少しています。年齢 3 区分別人口を見ると，65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は，平成 12 年 25.9%，平成 17 年 29.6%，平成 22 年度 32.2%と年々上昇しています。平成 22 年 10 月 1 日現在の鹿児島県の高齢化率は 26.5%で，本町は県全体よりも早いペースで高齢化が進んでおり，町民の 3 人に 1 人が高齢者となっています。高齢者の単身世帯も増えており，平成 22 年では単身世帯の 19.2%が 65 歳以上となっています。また，この単身世帯のうち 75.7%は女性です。

また、鹿児島県の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）の状況は、平成19年は1.54で全国の1.34よりも上回ってはいますが、低く推移しています。

人口減少、少子高齢社会が進展する中で、労働力人口の減少や社会的扶養に関する負担の増大など、社会活力の低下をもたらすことが懸念されています。そのため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。



資料：国勢調査



資料：鹿児島県保健医療福祉課

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子ども数に相当する。

第3章 計画の内容

1. 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会の形成について、次の5つの基本理念が規定されています。

本町の計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間にわたり、これらの基本計画に基づいた取組を進めることにより、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして参ります。

○「男女の人権の尊重（第3条）」

男女共同参画社会は、男女の個人としての尊厳が尊重され、男女が性別による差別を受けずに個人としての能力を発揮する機会が確保される社会です。

○「社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）」

男女共同参画社会の推進については、社会における制度又は慣行などが、性別による固定的な役割分担等を反映し、活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会を阻害する要因となるおそれがあります。男女共同参画社会は、性別によらず、すべての活動が中立なものになるように配慮される社会です。

○「政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）」

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して、参画する機会が確保される社会です。

○「家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）」

男女共同参画社会は、家庭において男女が相互の協力により、子どもの養育や家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてお互いに役割を担い、家庭生活以外の活動に参画できるような社会です。

○「国際的協調（第7条）」

男女共同参画社会は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に推進される社会です。

2. 大崎町における計画

男女共同参画社会では、「男女の人権の尊重」の理念が町民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることをめざしています。

このことを踏まえ、本町では、男女共同参画基本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

町民が主役，みんなで進める結いのまちづくり

また、計画の基本理念を踏まえ、より具体的な政策の目標として、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標 ①

男女共同参画における推進体制の充実

基本目標 ②

男女平等意識の啓発

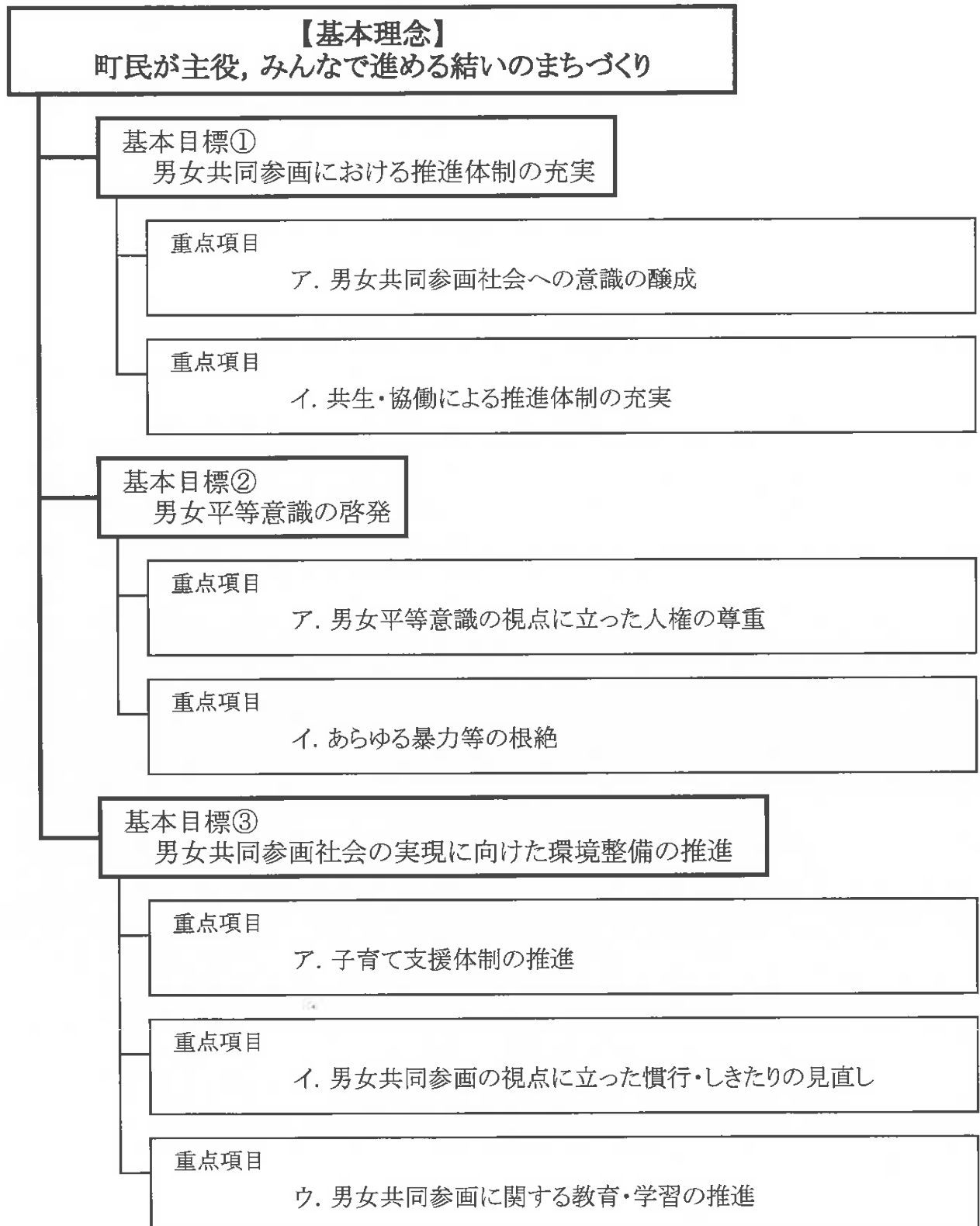
基本目標 ③

男女共同参画社会の実現に向けた環境整備の推進

基本計画

基本理念並びに基本目標を達成するために、7つの重点項目を設定し、基本施策を展開します。

基本計画の体系



第1節 男女共同参画における推進体制の充実

ア. 男女共同参画社会への意識の醸成

【現状と課題】

一人ひとりの人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、住民意識調査の結果をみると、社会通念や慣習・しきたり等での男女の地位が不平等であると感じている人が約79%を占めています。

また、男女共同参画の意義や取り組みについては、言葉の認知はあるものの内容については町民に広く浸透しているとは言い難い状況です。

このような中、男女間の不平等感を解消し、先の男女共同参画社会の形成を推進していくためには、町民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、意識の改革を行うことが必要です。

そのために、行政において男女共同参画の現状等について実態を把握し、様々な広報啓発を推進し、わかりやすい情報を提供していくことが必要です。

【施策の方向】

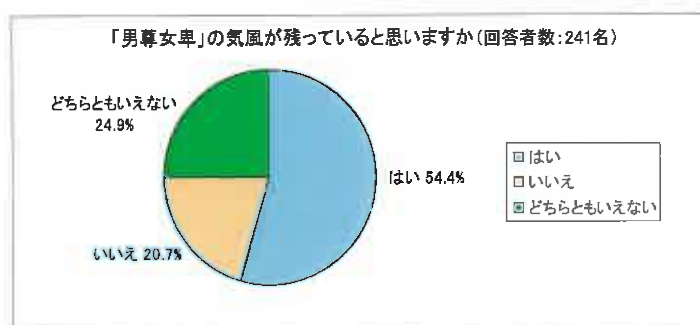
町民一人ひとりの人権意識を高め、男女がともに尊重しあう男女共同参画社会の形成をめざします。

・関連する法令や制度の情報収集を図り、データの分析を行いながら町民に意識啓発のために情報提供に努めます。

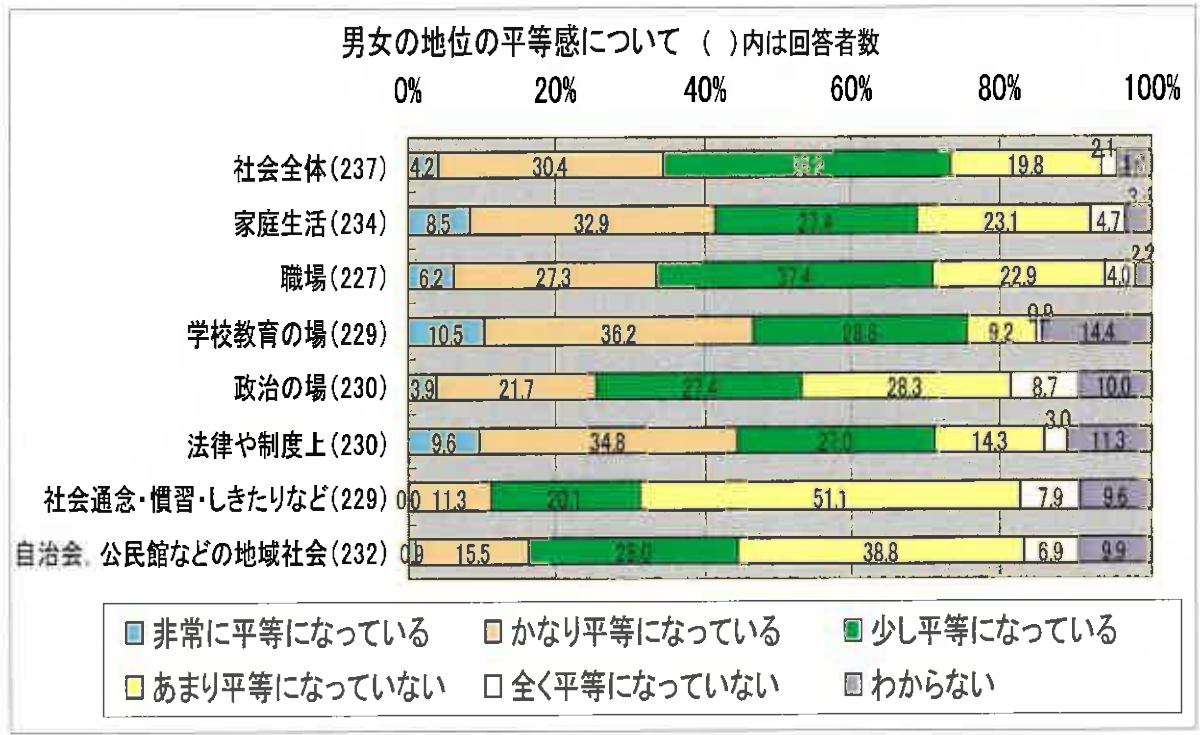
具体的施策	担当課
男女共同参画の現状に関する最新情報，制度等の情報提供	企画調整課

・男女共同参画について、関連する用語等を分かりやすく広報し、町民の理解促進を図ります。

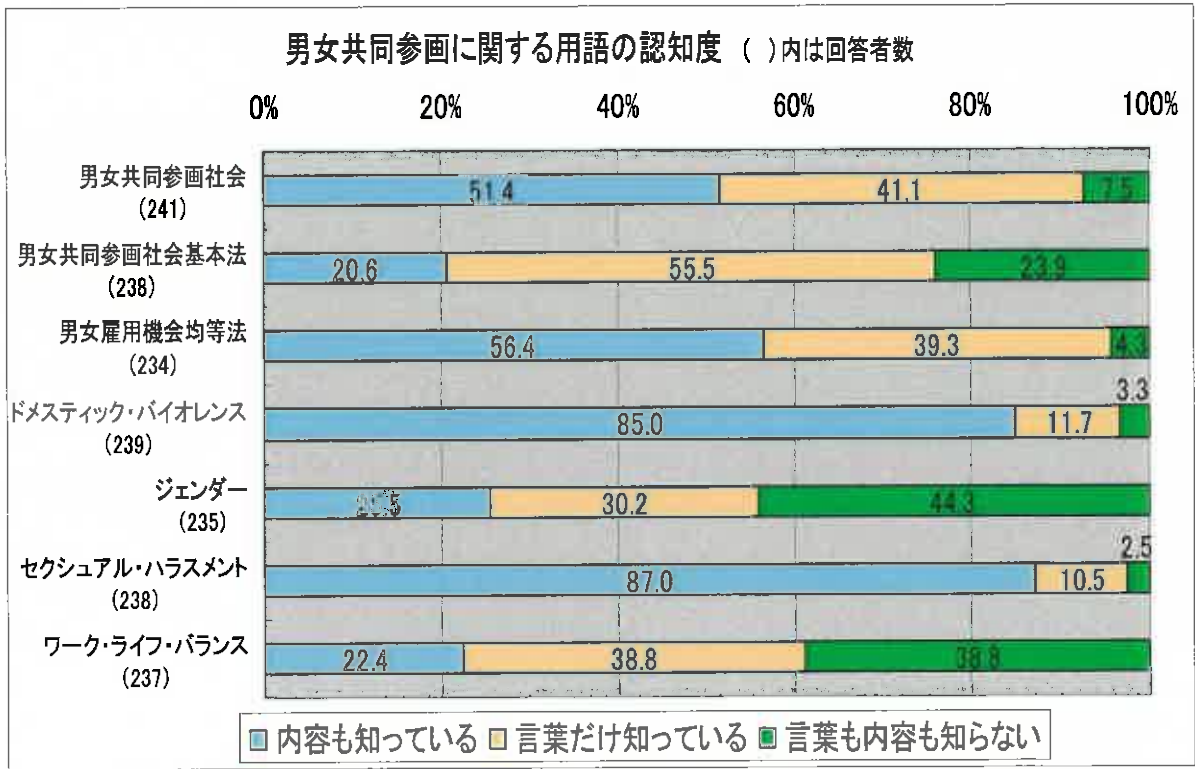
具体的施策	担当課
男女共同参画週間を中心とした普及・啓発	企画調整課
広報誌，町ホームページを活用した啓発	



(平成23年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)



(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)



(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)

イ. 共生・協働による推進体制の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけではなく自治会や企業等の多様な主体が協働し、男女がともにそれぞれの視点から参画し価値観を反映させ、地域課題の解決に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

また、町民一人ひとりが男女共同参画社会に関する理解を深め、地域で生活する者として様々な活動に取り組むことも重要です。特に過疎・高齢化が進行している本町においては、地域による協働が非常に重要です。

今後、ますます多様化・高度化・複雑化する地域社会の中で自立したまちづくりと、男女共同参画社会の形成にあたり、積極的な女性からの参画・提案を取り入れ、幅広い分野において男女双方の意思を反映させる共生協働の体制づくりが必要です。

【施策の方向】

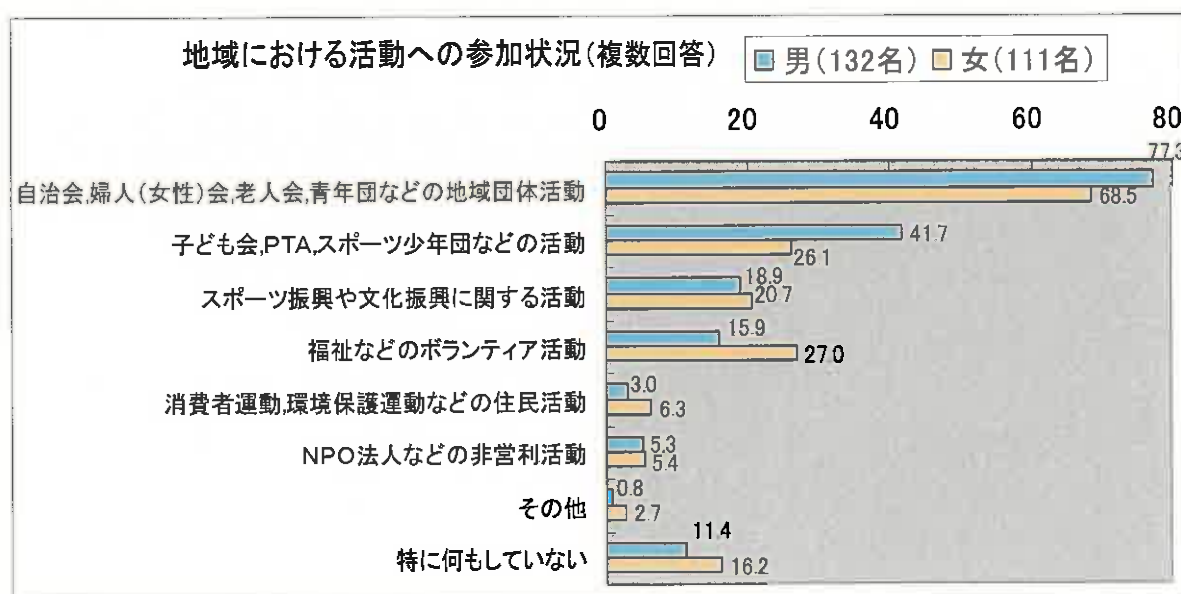
全庁的な取り組みを強化するとともに、推進員やリーダーの養成、またその組織化に努め、町民との協働による推進体制の構築を図ります。

- ・ 行政機関における男女共同参画社会の推進に向けた活動を促進します。

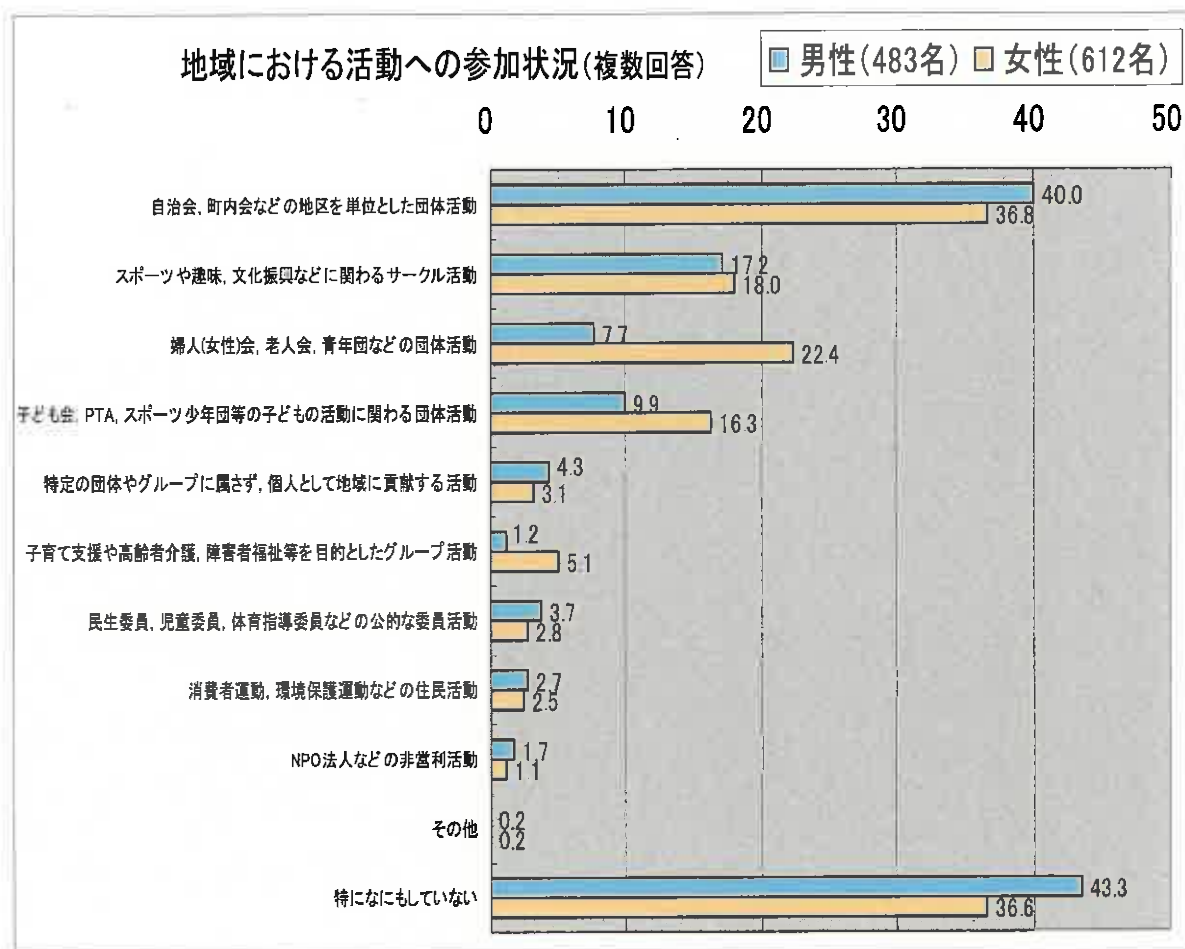
具体的施策	担当課
町職員等に対する意識調査等を利用した意識啓発	総務課

- ・ 女性が意思決定機関への参加意欲を高められるような啓発に努めます。

具体的施策	担当課
地域や職場等で男女共同参画を推進する仕組みづくり	総務課



(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)



資料：「平成 19 年鹿児島県の男女の意識に関する調査」
(鹿児島県青少年男女共同参画課)



第2節 男女平等意識の啓発

ア. 男女平等意識の視点に立った人権の尊重

【現状と課題】

男女平等は、法の下での平等として憲法に明記され、各種の法律や制度の中にも位置づけられています。

しかし、意識調査の結果をみても、男女の地位の平等観に差があるなど、政治や社会・地域において固定的な性別役割分担意識がいまだに残っており、個人としての生き方の選択を狭められているととらえられている現状があります。

男女がともに互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するには、推進体制の整備・強化を図っていくことが重要です。

また、幼児期から家庭、学校、地域社会などあらゆる分野で教育や学習機会の充実を図り、男女平等に対する正しい認識と理解を深め、人権尊重を基盤とした互いに思いやりのある男女平等観の形成を促進していくことが必要です。

【施策の方向】

「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成するうえでその根底をなすものであり、男女共同参画社会を推進するため、研修会や講演会、学習会等の充実により、町民の人権意識の高揚を図ります。

- ・学校等における男女平等意識の推進に努めます。

具体的施策	担当課
全教育活動を通じた人権教育の推進	教育委員会管理課

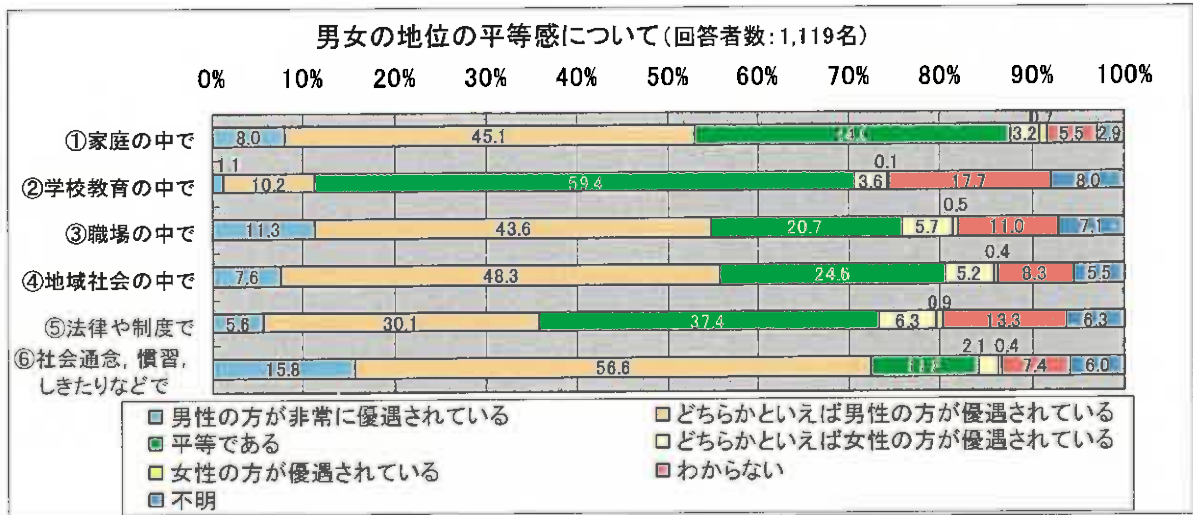
- ・家庭、職場、地域社会における男女平等意識の推進を図ります。

具体的施策	担当課
人権教育啓発講演会の開催	教育委員会社会教育課
女性団体による男女共同参画社会啓発講演会の開催	企画調整課

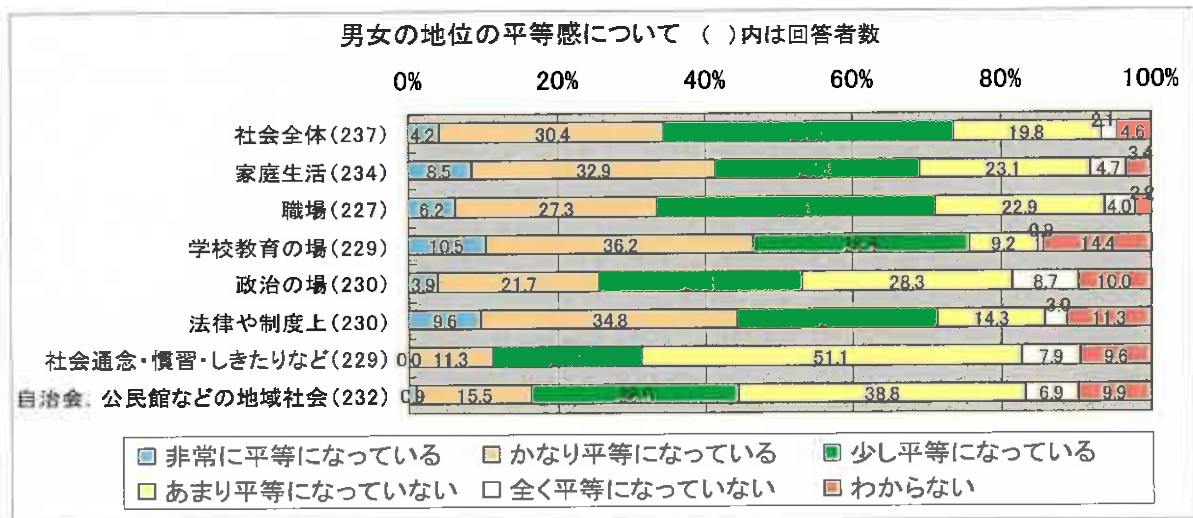
- ・多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実を図ります。

具体的施策	担当課
人権教育における教育・学習の推進	教育委員会管理課

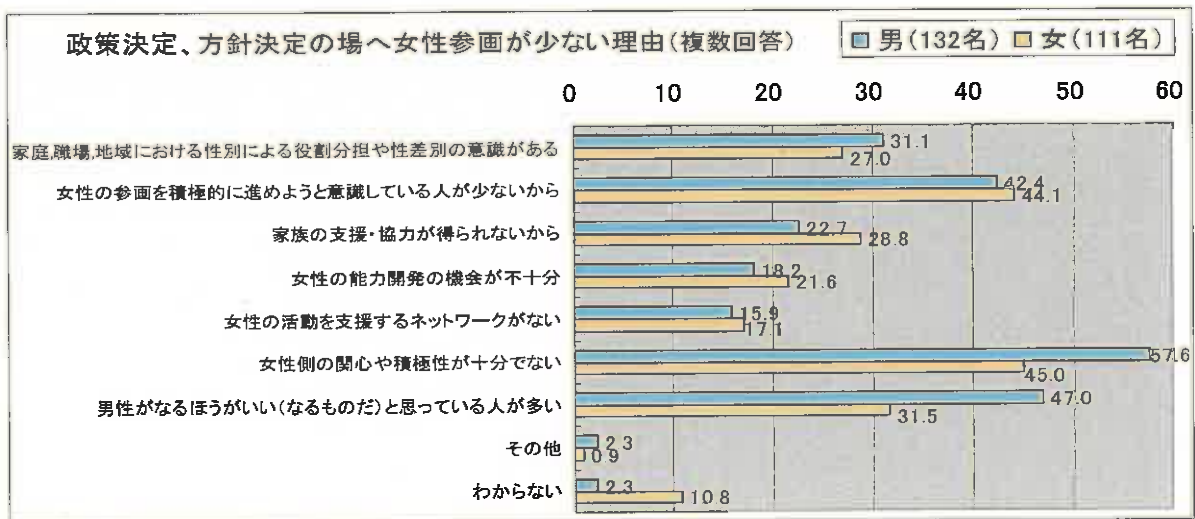




資料：「平成 19 年鹿児島県の男女の意識に関する調査」
(鹿児島県青少年男女共同参画課)



(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)



(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)

イ. あらゆる暴力等の根絶

【現状と課題】

暴力については、年齢や性別・間柄を問わず、決して許されるものではなく、これまでも国内外で様々な取り組みや運動が行われてきましたが、未だに男女間の格差やあらゆる形態の暴力・差別など、個人の人権が確立されているとはいえない状況にあります。

近年は、DV（配偶者・パートナーからの暴力）や、職場を中心としたセクシュアル・ハラスメントなどが大きな社会問題となっており、被害者は多くの場合が女性であり、背景には性別による固定的な意識や男女の経済的格差などの社会状況があります。また、こうした問題は表面化しにくいという特徴を持っており、適切に対応することが難しい面もあります。

このような女性に対する暴力は、個人の人権を害するとともに、男女平等の実現の妨げとなっています。

男女の不平等観の解消には、人権の視点に立った男女共同参画の推進や意識の醸成が必要であり、これらの暴力の根絶をめざして意識啓発を行うとともに、被害者からの相談や保護、自立支援について関係機関と連携し、支援体制を整備するなどの環境づくりが必要です。

【施策の方向】

性別・年齢にかかわらず暴力は重大な人権侵害であるという認識を高め、暴力を許さない社会づくりを進めます。

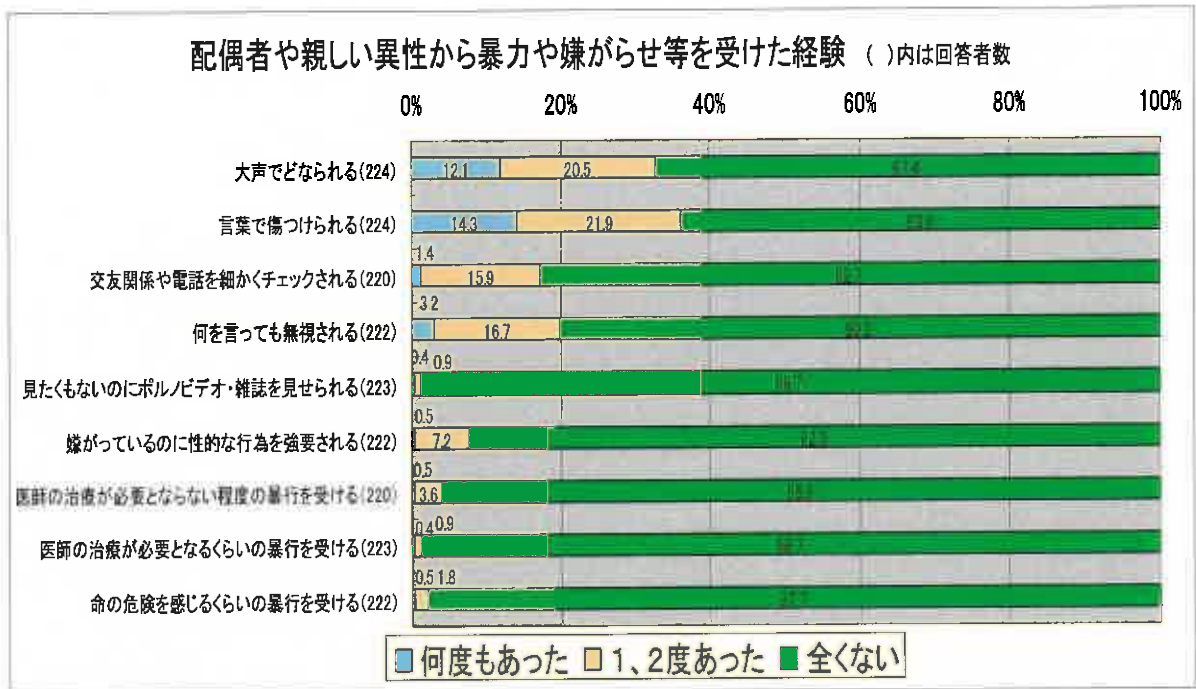
- ・DV等女性に対する暴力については、身近に情報収集できる民生委員等をはじめ各種地域組織と連携し、状況把握及び情報収集のもと関係機関と緊密な連携により早急な取り組みを図ります。

具体的施策	担当課
関係機関の連携による被害者の保護相談・支援体制の充実	保健福祉課
DVに関する相談窓口の周知	

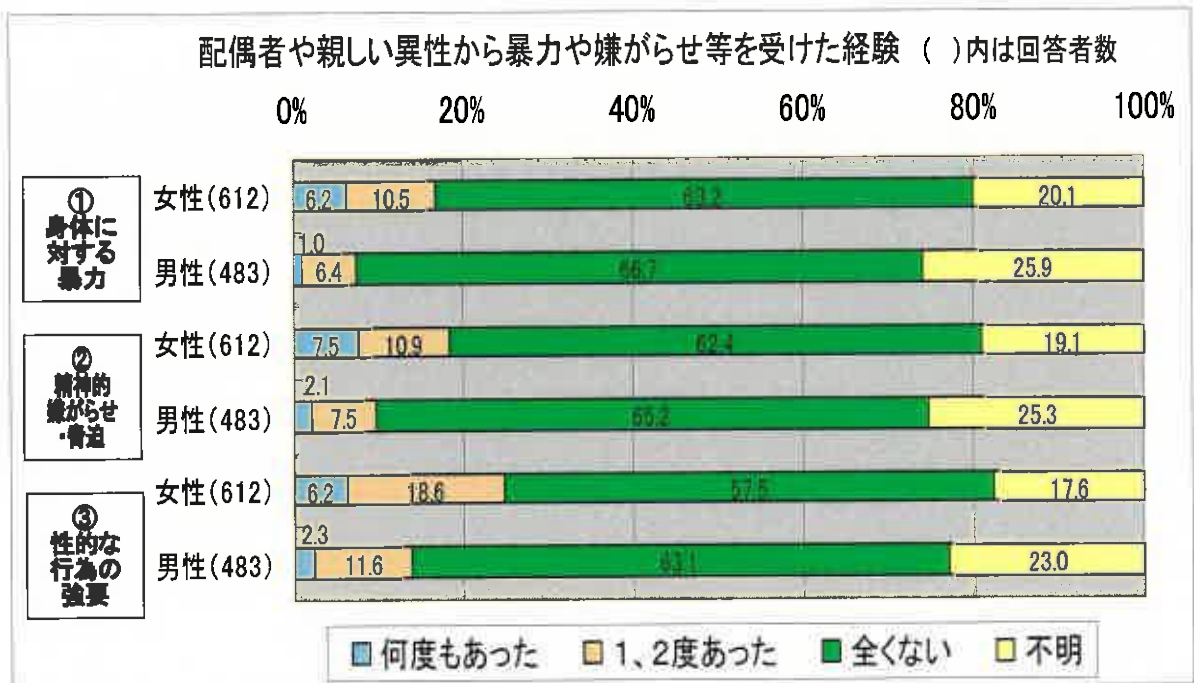
- ・男女の人権尊重について、町民の意識改革を図るため広報誌・啓発用パンフレット等をもって、更には講演会等を用い関係機関と密に連携し啓発活動に努めます。

具体的施策	担当課
定期的に広報誌へ「DV関係」を掲載	保健福祉課





(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)



資料：「平成 19 年鹿児島県の男女の意識に関する調査」
(鹿児島県青少年男女共同参画課)

第3節 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備の推進

ア. 子育て支援体制の推進

【現状と課題】

女性にとっての職業生活の持続は、出産や育児を理由にやむを得ず中断せざるを得ない場合が多く、加えて家庭内における家事や介護等の問題は、少子高齢化や核家族化など家族形態の多様化が進むなか、女性に偏っている場合が多く、就業の断念につながっている状況があります。

働きやすい環境とは、男女差別のない職場環境が整うことだけでなく、仕事と家庭や個人生活との調和がとれ、働き甲斐があり、能力を十分に発揮できる社会環境であると考えられます。

本町はこれまでも、子育てに関する支援については取り組んできており、平成22年3月に「次世代育成支援計画」を策定し、子育ては地域全体で担うものという考えに立った支援体制の整備を進めてきました。

また、子育てに対する不安やストレスから児童虐待に移行しないようにするなど、安心して子どもを育てられる体制づくりが重要な課題です。

このため、子育て中の人々が安心して子育てができるよう多様なニーズに対応できる総合的な子育て支援に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

安心して子どもを産み育てられるような社会実現のため、事業所等に対しても育児休業制度等の普及啓発を図ります。

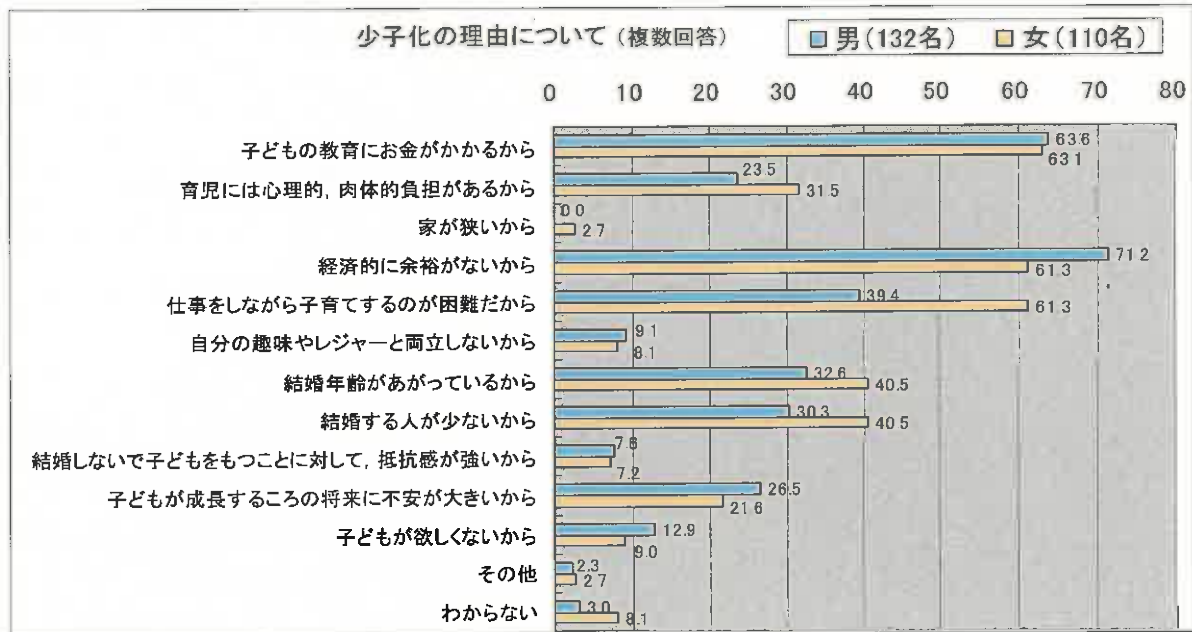
- ・就労形態が多様化している中で、子育て支援に対するニーズも多様化していることから、延長保育など、保護者のニーズに応じた保育サービスを充実するとともに、子育ての孤立化に伴う不安を解消する相談体制の充実に努めます。

具体的施策	担当課
延長保育や一時保育など、多様な保育サービスの提供	保健福祉課
放課後児童クラブの拡充	
子育て関連事業の充実	
妊娠・出産・育児期における支援体制の拡充	教育委員会管理課
学校における各種相談事業の実施	

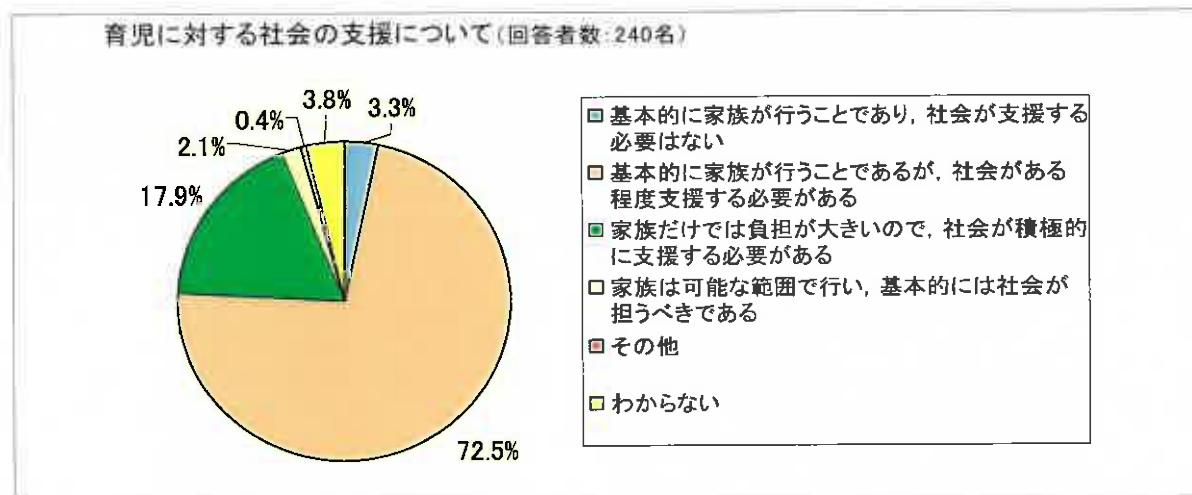
- ・子育てに最も負担となっている経済的負担を少しでも軽減できるように、各種制度の適切な運用に努めるとともに、町独自のサポート体制も充実します。

具体的施策	担当課
子育て家庭に対する経済的支援	保健福祉課
子ども医療費助成事業	
ひとり親家庭医療費助成事業	
母子寡婦福祉資金融資制度	

具体的施策	担当課
奨学金制度	教育委員会管理課
幼稚園就園奨励事業	
就学援助（要保護・準要保護）	



（平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査）



（平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査）



イ. 男女共同参画の視点に立った慣行・しきたりの見直し

【現状と課題】

地域を豊かで活力あるものとしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められます。

しかし、女性の就業動向をみると、結婚や出産を契機に一度仕事を退職し、家庭に入り、その後再度仕事に就くという女性が多く、町内各団体、自治会の活動において実際には女性が多く活動を担いながらも、役員等への参画状況は少なく女性の意見が反映されづらい状況にあります。

こうした日常的な暮らしの中で繰り返される慣行やしきたりは、批判されることがなければ容易に再生産されていきます。

また、企業においても男性の補助的業務を行うという固定的な性別役割分担意識により、男性よりも女性が非正規雇用の対象になりやすく、非正規から正規雇用への転換を希望する際の相談支援体制の整備や、内容によっては専門的知識が必要になり、男女共同参画の視点から包括的に対応できる窓口や体制の整備も課題となっています。

【施策の方向】

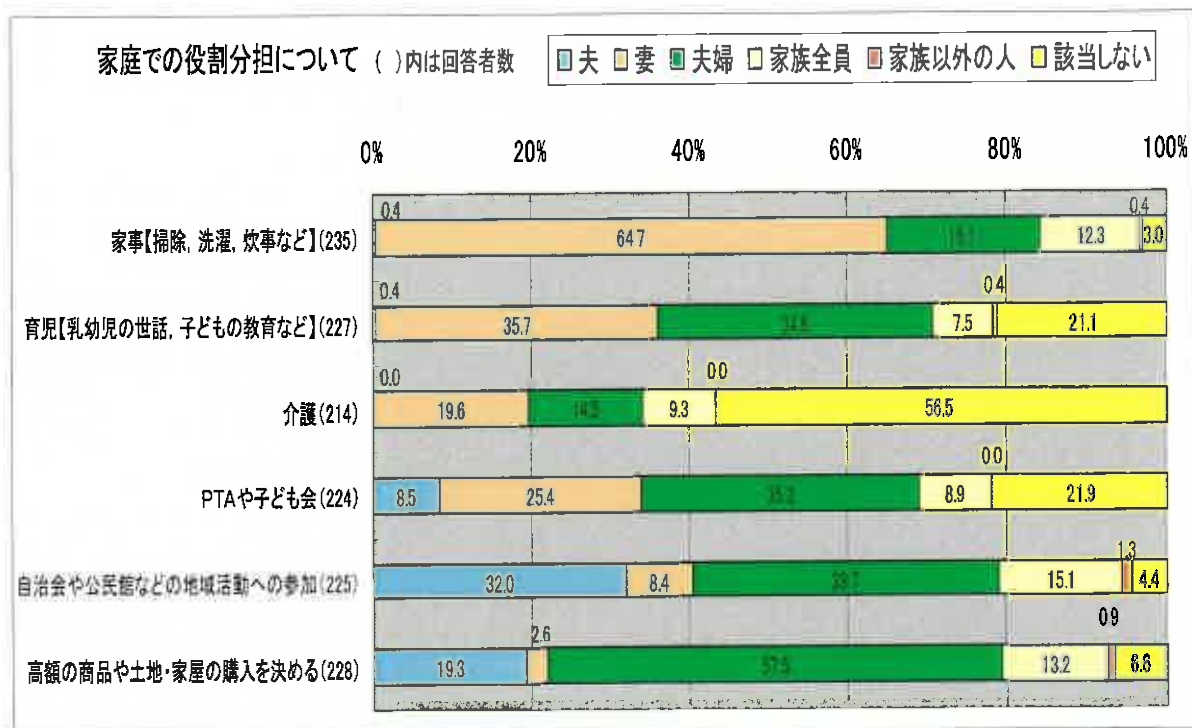
固定的な性別役割分担の考え方や慣行を見直し、男性も女性もライフステージに応じて仕事と家庭・地域活動の調和がとれたものとなるように環境の整備をめざします。

・就業を希望する女性に対して、関係機関と連携しながら情報等の提供に努めます。

具体的施策	担当課
多様なライフスタイルに応じた雇用情報の提供	企画調整課

・基幹産業である農業分野では、女性が農業経営の担い手であることが位置づけられるように、認定農業者の育成や家族経営協定の推進など、また、農業女性の会や加工グループ等の育成に取り組みます。

具体的施策	担当課
女性農業経営士の養成や女性の認定農業者の育成	農林振興課
家族経営協定の理解促進と普及	
新規就農等に対する相談の実施	
加工グループの育成	
農業女性の会拡大・育成	



(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)



ウ. 男女共同参画に関する教育・学習の推進

【現状と課題】

男女が身体的特性による違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提といえ、そのためには生涯にわたる学習の機会、能力開発の機会が求められます。

男性については永年にわたる就労の中で、余暇活動などを自ら進んで行うことがなかった退職者については、定年以降の生活において生きがいを見出せない状態になったり、また、女性については、家庭生活における育児や介護の負担が大きく、リフレッシュの機会や場なかったりすることなどが指摘されています。

このような中、誰もがいつまでも生きがいをもって、地域活動へ参加できるようにするためには男女共同参画について、わかりやすく具体的な内容の広報・啓発活動を展開するとともに町民自らが考える機会を増やすことが必要です。

また、人の意識や考え方は幼少期から徐々に育まれるものであることから、学校教育や家庭教育を通じた学びが重要になります。

このことから、学校教育における人権教育の充実を図るとともに、地域社会を含めたあらゆる分野や機会において学習の充実を図り、男女共同参画社会の基盤環境づくりが課題となっています。

【施策の方向】

誰もがいきいきと暮らすことができる社会環境づくりを推進するため、男女共同参画意識の醸成に向けた情報の提供や啓発活動、学習機会の提供に取り組みます。

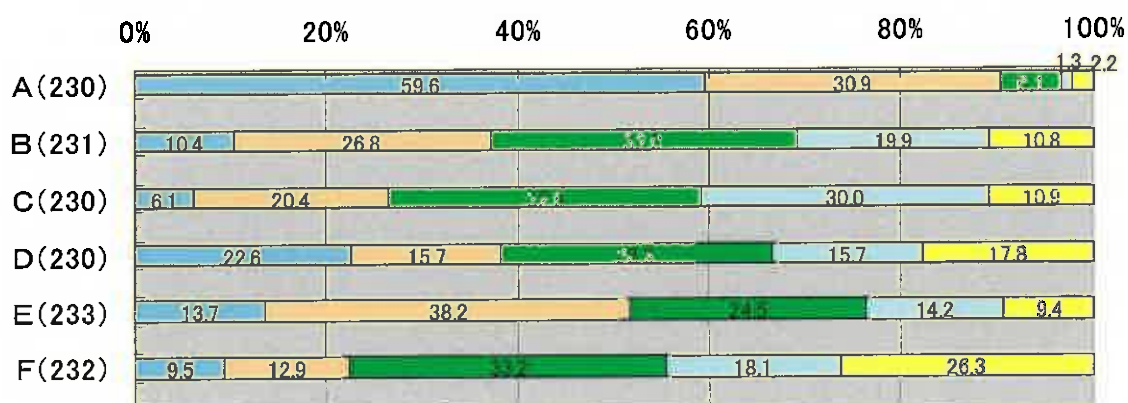
・学校教育においては、男女共同参画だけでなく、様々な人権問題についての理解を深めるための教育を推進します。また、各教科授業の時間のみならず、全教育活動を通じて男女平等を推進する教育・学習の充実を図り、男女共同の大切さについての理解を促進します。

具体的施策	担当課
全教育活動を通じた人権教育の推進	教育委員会管理課
小規模校の特性を生かした協働活動の推進	
児童生徒の発達段階に合わせた系統的な性教育の実施	

・社会教育等においては、人権教育啓発講演会や社会教育講座等を活用し、町民や町職員等に対して男女共同参画に関する学習や自己啓発等の機会を提供します。

具体的施策	担当課
人権教育啓発講演会の開催	教育委員会社会教育課
社会教育講座等を活用した研修の実施	
家庭教育学級等を活用した研修の実施	
出前講座を活用した研修の実施	
庁内人権教育啓発連絡会の開催	
町職員等に対する研修の実施	総務課
教育関係者に対する研修の実施	教育委員会管理課

結婚、家庭、離婚についての考え方 ()内は回答者数



■ 賛成 □ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 □ 反対 □ わからない

- A 結婚は個人の自由であるから、結婚する・しないは個人の意思に任せればよい
- B 女性は結婚したら自分自身より、家族を中心に考えるべきである
- C 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
- D 結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない
- E 女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとすべきである
- F 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

(平成 23 年大崎町男女共同参画に関する住民意識調査)





(平成 23 年度大崎町男女共同参画推進大会)

資料編

1 「大崎町男女共同参画基本計画策定検討委員会」委員名簿	31
2 用語の解説	32
3 男女共同参画社会基本法	36
4 鹿児島県男女共同参画推進条例	42

「大崎町男女共同参画基本計画策定検討委員会」委員名簿

	代表者名	団体名等
1	中村茂子	J Aそお鹿児島女性部大崎支部
2	淵脇トシ子	町母子寡婦福祉連絡協議会
3	宮原法子	町生活研究グループ連絡協議会
4	大村ユキ子	町食生活改善推進員連絡協議会
5	川崎美喜	町商工会女性部
6	大河内泰子	町更生保護女性連盟
7	原田芙喜子	志布志地区交通安全協会大崎支部女性部
8	服部カヨ子	町文化協会代表
9	小野千洋	町地域女性連絡協議会
10	原口博光	公民分館長代表
11	岩室道人	町自治公民館長連絡協議会
12	神・文男	青少年育成推進員
13	市坪新悟	町PTA連絡協議会
14	中倉毅	町議会議長
15	稲葉正和	町人権擁護委員

【用語の解説】

(50音順)

■ エンパワーメント

自分自身の生活・人生を決定する権利と能力を持ち、意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的状況を変えていく能力を持つこと。

■ 鹿児島県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法の制定を受け、地方公共団体でも男女共同参画社会の実現に向けて施策の基本となるために、条例が制定されています。男女共同参画社会の実現をめざし、県、事業者、県民、市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを目的に、平成14年1月1日に施行されました。条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念が定められ、県、事業者、県民の責務が明らかにされるとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項が定められています。

■ 国際婦人年

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため、世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」としました。

■ 国連特別総会「女性2000年会議」

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、2000年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

■ 国連婦人の10年

1975年の第30回国連総会において1976年から1985年を「国連婦人の10年—平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■ 「参加」と「参画」

「参加」は仲間に加わることで、「参画」は単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自分の意思で関わり、負担や責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。

■ ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）とといいます。

■ 女性差別撤廃委員会

女性差別撤廃条約の実施に関する進みぐあいを検討するため同条約第 17 条に基づき設置され、1982 年 4 月に同委員会委員の第 1 回選出が行われました。締約国より選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する 23 人の個人資格の専門家により構成され、締約国が提出する報告を検討するなどを主な機能としています。

■ 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979 年 12 月、第 34 回国連総会において採択され、1981 年 9 月に発効しました。2010 年 2 月現在の締約国数は 186 ヲ国で、我が国は 1980 年 7 月に署名、1985 年 6 月に批准しました。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから 1 年以内に第 1 次報告を、その後は少なくとも 4 年ごとに報告を提出することとなっています。

■ （固定的な）性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」などと表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、役割を固定化する考え方や意識をいいます。結果的に男女格差を生み出すとともに女性の対等な社会参画による貢献や平等な責任分担・利益配分を困難にする原因ともなっています。

■ 世界女性会議

1975 年の国際婦人年以降、5 年から 10 年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。第 1 回（国際婦人年女性会議）は 1975 年にメキシコシティで、第 2 回（「国連婦人の 10 年」中間年世界会議）は 1980 年コペンハーゲンで、第 3 回（「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議）は 1985 年にナイロビで、第 4 回世界女性会議は 1995 年に北京で開催されました。

■ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触・性的関係の強要・性的うわさの流布・衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場合においては「相手の意に反した性的な行動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」などをいう。

■ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいいます。

■ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布・施行されました。

■ 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。昭和 60 年に制定、その後、平成 11 年 4 月（一部平成 10 年 4 月）から改正法が施行され「募集・採用」、「昇進・配置」について、男女均等取扱いの努力義務が、女性に対する差別の禁止規定となった。また、違反企業の公表制度の創設や職場における性的な言動に起因する問題（いわゆるセクシュアル・ハラスメント）に関する雇用管理上の配慮義務などが、新たに加わった。その後、更なる推進を図るため男女雇用機会均等法が改正され、平成 18 年 6 月 15 日改正法が成立しました。

■ ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫から妻への、もしくは恋人など親密な関係の男性から女性への暴力を指す。また、その逆からの暴力を含むことがある。

■ 北京宣言及び行動綱領

第 4 回世界女性会議で採択されました。行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのための検討課題を記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武

力闘争, 〈6〉女性と経済, 〈7〉権力及び意思決定における女性, 〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み, 〈9〉女性の人権, 〈10〉女性とメディア, 〈11〉女性と環境, 〈12〉女兒, から構成されています。

■ ポジティブ・アクション (積極的改善措置)

積極的差別是正策のこと。過去の社会的・構造的な差別により, 不利益を受けているグループ (女性や少数民族など) が不平等な状態に置かれている場合に, その格差をなくし実質的な平等を実現するために行われる暫定的な優遇措置。形式的に法の下に平等を定め, 機会を均等にしても, 慣行や偏見により格差はいつまでも解消しないため一定の有利な措置を設けることにより, 積極的に差別の解消を図るもの。

■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され, 個人, 特に女性が生涯にわたって, 主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ることと, そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいいます。子どもを産むか産まないか, 産むなら何時, 何人産むかを性的関係と共に自らの意思で主体的に選択する自由や, 妊娠・出産, 避妊, 中絶などにおける人権に配慮した安全な治療をはじめとして, 思春期, 妊娠・出産期, 更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれます。またそのために必要な自らの体や健康について正確な知識や情報を持つこと, 性的暴力や差別, 強制を受けないことなども幅広く含まれます。

■ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

仕事, 家庭生活, 地域生活, 個人の自己啓発, 趣味, 社会貢献など様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。全ての労働者が仕事とそれ以外の活動との両立ができるような働き方を実現することが求められています。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の

規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

鹿児島県男女共同参画推進条例

(平成13年12月21日鹿児島県条例第56号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会(第17条—第24条)

附則

前文

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

- 第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。
- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他

の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 22 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(平 21 条例 14・一部改正)

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。



町民が主役，みんなで進める結いのまちづくり

大崎町男女共同参画基本計画

【平成24年～平成33年】

発行：大崎町役場

〒899-7305 鹿児島県曽於郡大崎町仮宿1029番地

TEL099-476-1111 FAX099-476-3979
